(表面)

事業税不均一課税申請書	事	業	税	不	均	_	課	税	申	請	書
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

栃木県 県税事務所長 様

申請者

住所(所 在 地) 氏名 (名称及び 代表者名)

(EII)

個人番号(法人番号)

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条の規定による事業税の不均一課税の適用を受けたいので申請します。

不	新設 又は	所		在		地												
均一	増設した	施	設	D	×	至 分		本店	•	事務	务所	. () •	研究	所	• 研修	所
課	特定業務		価償去 の合計		の耳	 负得価												円
税の	施設	取	得	年	月	月		年		月	日	事業の	用に供	した年月	月日	4	年 月	月日
要	計	画	認定	手年	月	目						年	月	F	3			
件	中小事	業者	、中小	小企業	者等	の判定					該	当する	·	該当し	ない	`		
	年又	は事	業年月	度及び	が申令	告区分							年 年 (記	月 月 亥当する		目から 日まで ごを○`		・修正 <u>-</u> と。)
不							本	県	に	不均- 受	一調け	親のi る		不均-		:税のì	画用を が 額	算出
均			区	分	}		お	け、対標準	る 単額	課 標準額	脱 額	 税率	税額 ②×③	課 標準都	兑 頁	税率	税額 ⑤×⑥	税額 ④+⑦
_		1	Tr						1	①×⑨	2	3	4	1)-2	5	6	7	8
課		法	額			下の金												
税	所		800万	万円 万円以	下の	金額												
適	得。		金額	又は	軽源	習える 成税率												
用	金額	人	不適 合	用分4	り金	<u>額</u> 計												
	HX.	個				人												
額	収		 入		<u> </u>	額												
等	不	均	_	課	税	適	<u> </u> 用	前	の	l 税		<u> </u>						<u> </u>
	不	均	_	課	税	適	用	後	の	税	න	(80	の計					円
	_ 匀一課 出に必					別添の	とま	39	不	均一部	果税	適用率	<u>(</u>					

記載要領

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
- (1) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画及び当該計画が認定になったことを称する 書類
- (2) 附表(その1)「不均一課税の基礎数値」表
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる書類
 - ア 当期新増設がある場合の確定申告分について不均一課税の適用を受けようとする 場合
 - (ア) 附表(その2)「当期に新増設した生産設備等の取得価額等」表
 - (イ) 税務官署に提出した当期新増設設備に係る「減価償却資産の償却額の計算に 関する明細書」の写し
 - イ 修正申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合 附表(その3) 「不均一課税申請額の計算」表
- (4) 附表(その1)の「不均一課税適用率」の欄の2以上に記載のある場合には、附表(その3)「不均一課税申請額の計算」表は附表(その1)に記載されている不均一課税適用率ごとに作成すること。なお、この場合は、申請書の「不均一課税適用率」の欄は、斜線を引くこと。
- 2 「不均一課税の要件」の欄は、次により記載すること。
- (1) 所在地 新増設設備の所在地を記載すること。なお、所在地の地番が2以上ある場合は、そのうちのいずれか1の地番を記載すること。
- (2) 施設の区分 特定業務施設の用途で該当するものを○で囲むこと。事務所を移転した場合は、()に当該施設を使用する部門を記載すること。
- (3) 取得年月日 取得した設備が2以上ある場合は、最も早く取得した設備について記載すること。
- (4) 事業の用に供した年月日 事業の用に供した設備が2以上ある場合は、最も早く事業の用に供した設備について記載すること。
- (5) 中小事業者、中小企業者等の判定 申請者が租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人に該当するか否かを○で囲むこと。
- 3 「不均一課税の適用を受ける額」の欄は、次により記載すること。
- (1) 「課税標準額」の欄は、「本県における課税標準額」に「不均一課税適用率」を乗じて得た額を記載すること。
- (2) 「税率」の欄は、栃木県県税条例で定める税率に栃木県地方活力向上地域における 県税の不均一課税に関する条例第2条に規定する年又は事業年度の区分のうち該当す る区分の割合を乗じた税率を記載すること。
- 4 「不均一課税適用前の税額」の欄は、次により記載すること。
- (1) 確定申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合は、確定申告書に記載 した合計事業税額(法人事業税の場合は、所得割又は収入割に限る。)を記載するこ と。
- (2) 修正申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合は、当該修正申告に基づく増差税額と当該修正申告の直前までの不均一課税適用前の税額(法人事業税の場合は所得割又は収入割に限る。)の合計額を記載すること。
- 5 「課税標準額」に1,000円未満の端数があるとき、「税額」に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てること。また、税額が100円未満であるときは、その税額を切り 捨てること。

附表(その1)不均一課税の基礎数値

◎不均一課税の対象となる事務所等の従業者数(電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道 事業以外の業種に係る所得又は収入金額の場合)

事業年度				年		月		日か	5		年		月	日まで		
項目	月末	計	分適事末 制用業日 を を り り り り り り り り り り り り り り り り り	摘要	備考											
新設し、又は増設し た特別償却設備に係 る従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	(a)		
県内に有する事業所 等に従事する従業者 で上記の欄に掲げる 者以外の数														(b)		
不均一課税適用率											計	算式		$\frac{(a)}{(a) + (b)}$		

- (注) 1 「新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数」とは、当該新設し、又は増設した設備において事務等に従事する者であること。
 - 2 「県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数」とは、県内に有する事業所等に従事する従業者の総計から、適用対象となる新設し、又は増設した設備に係る 従業者数を控除した数であること。
 - 3 (a) 及び(b) については、地方税法第72条の48に規定する分割基準の例によること。
 - 4 「不均一課税適用率」については、小数第3位未満の端数を四捨五入すること。

◎不均一課税の対象となる事業所等の固定資産の価額(電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所 得又は収入金額の場合)

						事業	美年度		年	月	日から
項	目								年	月	日まで
新設し	ノ、又は	増設した	-特別償却	却設備に	係る固定	ご 資産の	価額	(イ)			
県内は	こ有する	事業所等	等の固定資	資産の価	額			(口)			
不	均	_	課	税	適	用	率	(イ)/(ロ)			

◎不均一課税の対象となる事業所等の固定資産の価額(鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額の場合)

						事業	美年度		年	月	日から
項	目								年	月	日まで
	し、又は 長キロメ [、]			うち特別	川償却設	備に係る	· 軌道	(1)			
県内に	こ有する	軌道の延	長キロ	メートル	数			(口)			
不	均	_	課	税	適	用	率	(イ)/(ロ)			

当期に新増設した特別償却設備の取得価額等

設が	帯 の	別	取得年月日	取得価額	期末価額	耐用	特別償却	備考
種類	細	目		以 付 皿 识	791 /N IIII 11R	年数	の有無	NHI , C
				円	円	年		
合	Ī	計						

記載要領

- 1 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業の用に供する設備を構成する減価償却資産で所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものについて記載すること。
- 2 「設備の別」の欄の「種類」及び「細目」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表の種類及び細目の欄に掲げる区分に従って記載すること。
- 3 「特別償却の有無」の欄は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4第1項又は第42 条の12第1項の規定による特別償却の有無について記載すること。

不均一課税申請額の計算

							7	不均一課	锐適用率			
申告	可丘 /	得金額	空 の 🔽	- /\	本県における	不均一課税の	適用を	受ける額	不均一課税の適	囿用を受	けない額	算出
区分	רלו י				課税標準額	課税標準額	税率	税額	課税標準額	税率	税額	税額
	.\.	年400万 額	円以下の	の金								
修	法人の	年400万F 万円以下		800								
正	所得	年800万金額又	円を超え									
申	金額	不 適 用										
告		合		計								
1	個	人の所	得 金	額								
	収	入	金	額								
	法	年400万 額	円以下の	の金								
確	仏人の	年400万円 万円以下	の金額									
定申	所得金額	年800万 金額又 不適用	は軽減を	兑率								
告	113	合		計								
2	個	人の所	得 金	額								
	収	入	金	額								
	法	年400万 額	円以下の	の金								
差	仏人の	年400万円 万円以下		800								
引 ①	所得金額	年800万 金額又 不 適 用	は軽減を	兑率								
	识	合		計								
2	個	人の所	得 金	額								
	収	入	金	額								

記載要領

- 1 「不均一課税の適用を受ける額」の「課税標準額」の欄は、「本県における課税標準額」に「不均一課税適用率」を乗じて得た額を記載すること。また、「税率」の欄は、栃木県県税条例で定める税率に栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条に規定する年又は事業年度の区分のうち該当する区分の割合を乗じた税率を記載すること。
- 2 確定申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合には、②の欄のみ記載すること。
- 3 「課税標準額」に1,000円未満の端数があるとき、「税額」に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てること。また、税額が100円未満であるときは、その税額を切り捨てること。